

那智勝浦町観光協会がんばれ合宿等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 那智勝浦町観光協会等による合宿及び合宿が伴う大会（以下「合宿等」という。）誘致により那智勝浦町内に宿泊し、町内外で合宿する団体に対し、合宿に伴う町内の宿泊に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについてこの要綱を定める。

(定義)

第2条 この要綱について「合宿等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学(昭和22年法律第26号に規定するものをいう。)の生徒又は学生で構成された団体が実施する運動系及び文化系の合宿・ゼミとする。ただし修学旅行・教育旅行は除く。
- (2) 大会に伴う合宿は、各種スポーツ大会に限るものとし、県大会以上の規模のものとする。

(補助金の交付)

第3条 合宿等を誘致促進するため、合宿等を実施する団体に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 宿泊日数が連続2日間以上であり、延べ宿泊数が40泊を越えること。
- (3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業に係る施設(次に掲げる施設を除く)に宿泊するものであること。
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ バンガロー
 - エ ログハウス
 - オ キャンプ場
 - カ その他観光協会長が不相当と認める施設
- (4) 申請期間は、その年度の4月1日～翌年の3月31日までとする。

2 前項の規程にかかわらず次に該当する場合は補助金の交付の対象としない。

- (1) 町観光協会から他の補助金を受けて実施するもの
- (2) 政治団体が主催または共催等するもの
- (3) 宗教団体が主催または共催等するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) その他観光協会長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、町内に宿泊した人数に宿泊施設を乗じたのべ宿泊数に応じ次の通り

交付する。

40泊～69泊	2万5千円
70泊～199泊	5万円
200泊～299泊	7万5千円
300泊～399泊	10万円
400泊～499泊	12万5千円
500泊以上	15万円

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿等の代表者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿等をする場合は、合宿等の代表者を補助対象者とする。

3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、1の補助対象者とする。

(補助金の交付に関する手続)

第7条 補助金の交付に関する手続は、合宿等終了後、補助金交付申請書のほか次に掲げる書類を提出するものとする。但し終了前であっても申請等添付書類が提出があれば見込みとして終了前でも会長判断で補助金を交付することができる。但し、交付額の過不足、過払いが生じた場合は、追加交付又は、返還をする事とする。

(申請書等の添付書類)

第8条 補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合宿等実績書(様式第1号)
- (2) 合宿等参加者名簿(様式第2号)
- (3) 宿泊証明書(様式第3号)

(交付額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を那智勝浦町観光協会がなばれ合宿応援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、請求書兼振込依頼書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、請求書兼振込依頼書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第 11 条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他、会長が特別の理由があると認めたとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、観光協会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金交付申請書

令和 年 月 日

那智勝浦町観光協会
会長 矢熊 義人 様

〒

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金について別紙資料をつけて次のとおり申請いたします。

金

円

様式第1号（第8条関係）

合宿等実績書

団体の名称	
開催時期	
開催する会場の名称	
参加人数	
延べ宿泊数	
合宿等の目的及び内容	

様式第2号(第8条関係)

合宿等参加者名簿

番号	氏名	役職又は学年	番号	氏名	役職又は学年
1			3 1		
2			3 2		
3			3 3		
4			3 4		
5			3 5		
6			3 6		
7			3 7		
8			3 8		
9			3 9		
1 0			4 0		
1 1			4 1		
1 2			4 2		
1 3			4 3		
1 4			4 4		
1 5			4 5		
1 6			4 6		
1 7			4 7		
1 8			4 8		
1 9			4 9		
2 0			5 0		
2 1			5 1		
2 2			5 2		
2 3			5 3		
2 4			5 4		
2 5			5 5		
2 6			5 6		
2 7			5 7		
2 8			5 8		
2 9			5 9		
3 0			6 0		

様式第 3 号 (第 8 条関係)

宿 泊 証 明 書

令和 年 月 日

証明宿泊施設所在地

名 称

代表者名

印

次のとおり宿泊があったことを証明します。

団 体 名	
	令和 年 月 日 () 人 令和 年 月 日 () 人 令和 年 月 日 () 人 令和 年 月 日 () 人 令和 年 月 日 () 人 令和 年 月 日 () 人
延べ宿泊人数	

〒
申請者 住 所
名 称
代表者

那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金の交付について、那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金交付要綱第9条の規定により交付することに決定したので通知する。

令和 年 月 日

那智勝浦町観光協会
会長 矢熊 義人

記

1. 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

補助金の額 _____ 円

請求書兼振込依頼書

令和 年 月 日

那智勝浦町観光協会
会長 矢熊 義人 様

債権者 千
住 所
団 体 名
役職・氏名 印
(債権者は補助申請者と同じであること)

請求金額 _____ 円

那智勝浦町観光協会がなばれ合宿応援補助金として、上記の金額を請求します。
なお、支払いは下記に指定した金融機関口座に振り込んで下さい。

(振込先)

金融機関	銀行・信用金庫							
	信用組合・農協						本・支店	
口座番号	普通・当座							
フリガナ								
口座名義								

* 債権者（補助申請者）と補助金振込口座名義人が違う場合は、補助金受領に関する委任状を添付して下さい。

委任状

令和 年 月 日

那智勝浦町観光協会
会長 矢熊 義人 様

(債権者) 〒
住 所
団 体 名
役職・氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

受任者 〒

住 所

氏 名

印

記

委任事項

那智勝浦町観光協会がんばれ合宿応援補助金についての受領に関する一切の権限